**第14条　身体の自由および安全の指標例　（JD仮訳）**

身体の自由および安全の権利**\***

**特質**

・　障害特有の自由の剥奪**\*\***： 実際の機能障害またはあると思われた機能障害に基づく自由の剥奪の絶対的な禁止

・　障害特有ではない自由の剥奪の形態：刑事的・行政的勾留

・　障害のある人の安全と勾留の条件

**構造指標**

**14.1** すべての障害のある人の身体の自由と安全の権利を他の人と平等に認めている憲法と法律。

**14.2** 自由を奪われた障害のある人の数に関するデータを収集する法的義務。性別、年齢、障害、勾留の理由、勾留場所（例：精神科施設、居住施設、刑務所など）**[[1]](#endnote-1)**で分類。公私両方の運営によるものを含む。

**14.3** 障害のある人の自由と安全の権利を確保するための支出に目印(marker)を設ける法的要件**[[2]](#endnote-2)**。

**14.4** 憲法および／または法律において、直接的または間接的に、単独または他の理由（介護、治療、自己または他者への危険性など）との組み合わせによる、または態度、環境、情報、またはコミュニケーション関連の障壁の結果として、実際の機能障害またはあると思われた機能障害に基づいて、あらゆる種類の自由の剥奪を認める規定を設けないこと**[[3]](#endnote-3)**。

**14.5** 実際の機能障害またはあると思われた機能障害に基づいて自由を奪われた障害のある人（精神保健の入院施設で自由を奪われた人を含む）の即時解放を確保し、強制的な治療を含む制限的かつ強制的な措置を即時停止するための経過的な立法、政策、および／または計画の採用。

**14.6** 障害インクルーシブな刑事・刑罰制度を規定する法律（例：勾留の場でのアクセシブルでインクルーシブな手続き、施設、サービス）。

**14.7** すべての行政拘置制度（例：出入国管理拘置）が、障害のある人を含め、性別に対応し、年齢に応じたものであることを保証する法律（例：拘置における利用しやすい、インクルーシブな手続き、施設、サービス）。

**14.8** 収監を防止するための修復的司法の仕組みおよび非収監措置の利用を促進するための法律および政策の採択。

**14.9** 刑務所その他の拘置所に適用される義務的なアクセシビリティ基準。(15/17.10に同じ)

**14.10** 自由を奪われた障害のある人に合理的配慮を提供する義務を確保する法律の規定 (15/17.11に同じ)。

**14.11** 障害のある人を含め、本人の自由なインフォームドコンセントなしに、医療的に命令された隔離やあらゆる拘束方法（物理的、化学的**[[4]](#endnote-4)**、機械的など）の使用、および精神医学的投薬やその他の介入の使用を禁止する法律の規定。

**プロセス指標**

**14.12** 精神科入院施設または同様の施設で自由を奪われた障害のある人の数、およびその中で拘禁から離脱し、住居、生活費、その他の経済的・社会的支援を受ける権利を知らされた障害のある人の割合**[[5]](#endnote-5)**。

**14.13** 一般市民と保健・社会サービスを対象とした、障害のある人の自由と安全への権利に関する啓発キャンペーンの実施。その内容は、精神保健に関連した拘留や強制投薬、その他の強制的な介入を含む、実際の機能障害またはあると思われた機能障害を理由とした自由の剥奪の全面的禁止について、また、障害のある人とその家族が地域社会に含まれることを促進し、利用可能な関連支援についての情報を提供すること。

**14.14** 障害を理由とする自由の剥奪を主張する苦情のうち、調査および裁定が行われたものの割合、苦情者に有利と裁定されたものの割合、および後者のうち政府および／または義務負担者によって遵守された裁定の割合。それぞれ、苦情機関別に集計。

**14.15** 障害のある人の権利に関する研修を受けた、司法、警察、刑務所制度、その他の種類の留置施設の職員の数と割合。研修の内容には、障害のある人の自由なインフォームドコンセントなしでの監禁、拘束、向精神薬の投与またはその他の介入の禁止、アクセシビリティ、および障害のある人の逮捕尋問および留置に関連した合理的配慮と手続き的配慮(情報およびコミュニケーション関連を含む)を提供する義務が含まれること。

**14.16** 刑務所およびその他の勾留の場において自由を奪われた障害のある人の数と割合。性別、年齢、障害、勾留理由**[[6]](#endnote-6)**、勾留場所の種類および地理的位置別に集計。

**14.17** 刑事制度または行政拘置所で自由を奪われた障害のある人が無料の法律扶助を速やかに利用する割合**[[7]](#endnote-7)**。性別、年齢、障害、拘置場所、地理的位置別に集計。

**14.18** 刑事制度または行政拘置で自由を奪われた障害のある人に法律扶助サービスを提供するために割り当てられた予算。

**14.19** 自由の剥奪に関連する手続きにおいて、障害のある人に対する手続き的配慮および年齢に応じた配慮の要求の中で、認められたものの割合。

**14.20** 「あらゆる」拘禁場所**[[8]](#endnote-8)**におけるアクセシビリティの欠如、合理的配慮の拒否、拷問またはあらゆる形態の不適切な扱い（隔離、強制投薬および拘束を含む）を主張する障害のある人による、または障害のある人を代表する人による苦情で受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、苦情者に有利と裁定されたものの割合、および政府および／または義務負担者が遵守した裁定の割合。それぞれ、苦情機関別に集計。

**14.21** アクセシビリティに関連する措置を含む留置環境の改善に割り当てられた予算。

**14.22** 障害のある人の自由と安全の権利に関連する法律、規則、政策およびプログラムの設計、実施および監視に、障害のある人の代表組織を通じての関与を含め、障害のある人が積極的に関与することを確保するために実施された協議プロセス**[[9]](#endnote-9)**。

**成果指標**

**14.23** 実際の機能障害またはあると思われた機能障害に基づいて「現在」自由を剥奪されている障害のある人の数。性別、年齢、障害、施設・勾留場所の種類（例：精神保健施設、社会的介護施設または入所施設、知的障害のある人のための住宅など）、および施設入所または勾留の法的根拠別に集計**[[10]](#endnote-10)**。

**14.24** 実際の機能障害またはあると思われた機能障害を理由に起訴を回避した結果（例えば、「法定に立つのは不適」とされ、安全措置を適用）、「現在」自由を奪われている障害のある人の数。性別、年齢、障害、および施設・勾留場所の種類別に集計。

**14.25** 障害に特有の自由の剥奪から解放された障害のある人の数。性別、年齢、障害、および勾留場所（精神科施設、知的障害のある人のための住居など）別に集計。およびそのうち、住居、生計費、その他の経済的・社会的支援へのアクセスを提供された人の割合。

**14.26** 刑務所およびその他の勾留の場にいる自由を奪われた人の数（障害のある人に限らず）およびその中の障害のある人の割合。性別、年齢、障害、勾留理由**[[11]](#endnote-11)**、勾留場所および地理的地域別に集計。

**14.27** 一般的な有罪率と比較した障害のある人の有罪率**[[12]](#endnote-12)**。年齢、性別、障害、犯罪／理由、法律扶助の利用や本人が選択した弁護士の利用の有無別に集計。

**14.28** 控訴の結果、減刑または無罪とされたケースの割合。性別、年齢、障害別に集計。

**14.29**なんらかの勾留拘禁場所で自由を剥奪された障害のある人の中で合理的配慮が提供された人の数と割合。年齢、性別、障害、勾留理由**[[13]](#endnote-13)**、勾留場所、地理的位置別に集計。

**付属資料**

**\***CRPD第14条に関するCRPD委員会のガイドライン（[2016年の年２回の報告の付属資料A/72/55](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=A/72/55&Lang=en)）参照

**\*\*** 「障害特有の自由の剥奪」に関する詳細については、障害のある人の権利に関する特別報告者の報告、[A/HRC/40/54](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/HRC/40/54),14-24項参照。下記注ⅲも参照。

（翻訳・佐藤久夫、藤原早織）

1. 自由の剥奪には、障害のある人の自宅監禁も含まれており（指標14.4、注ⅲ参照）、刑務所や精神科施設等の自由の剥奪に関連する行政情報源からのデータと比較して、自宅監禁に関するデータ収集には深刻な課題がある。国は、適切な手段を用いて、この問題に対処するデータ収集の作成・支援を目指すべきである。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 特に、決算に関する目印(マーカー)は、以下に貢献すべきである。

   - 障害特有の自由の剥奪から解放された障害のある人のための地域社会での支援サービスに割り当てられた予算と、施設に投入された予算（運営、サービスなど）を比較し、障害のある人の自由の権利と人の安全に対する政策の公約を、資源配分を通じて追跡し、検証する。

   - アクセシビリティの強化や合理的配慮の提供のための金額の特定も含め、障害のある人を含めた一般の勾留システムに費やされた金額を毎年決定すること。 [↑](#endnote-ref-2)
3. これには以下が含まれる。

   - 第三者の承認によるものを含め、強制的な施設入所を認める民事、行政、社会サービスの法律。

   - 期間の長短と目的を問わず、第三者の承認によるものを含めて、非自発的な入院または治療を認める一般の保健法または特定の精神保健法。

   - 自由の剥奪や強制的な治療を含む安全対策の適用につながる、「法廷に立つには不適」または「刑事責任なし」の判断を理由にした起訴の回避を認める刑法および手続き。

   - 障害のある人の家族による自宅監禁を許可する家族法または関連法規、および、成人・子どもの施設入所・入院を家族が承認または請願することを許可する法律。

   - 地域社会治療命令（CTO）を通じた、または観察や評価のために個人を勾留する権限を付与された保健、精神保健、社会サービスの職員や公的機関による、強制的な治療などの強制された体制に従わないことを理由にした、個人の自由および／または安全に対する差し迫った脅威。

   さらに、障害のある人、すなわち知的障害のある人、心理社会的障害のある人、認知症の人、自閉症の人に否定的かつ極端に大きな影響を与える「典型的でない行動」 を犯罪化する効果を持つ規定の削除を確実なものとするよう、法制を改正すべきである。これは非差別および刑法の原則に反するものとして撤廃されなけ ればならない。[A/HRC/40/54](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/HRC/40/54)、34項。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 化学的拘束には本人の自由なインフォームドコンセントなしに神経遮断薬を投与することが含まれる。 [↑](#endnote-ref-4)
5. CRPD委員会の第14条に関するガイドライン、第24項を参照。そこには「自由を奪われた者が裁判所に提訴する権利に関する救済および手続に関する国際連合の基本原則およびガイドライン」、（ガイドライン第20、A/HRC/30/36）126項が引用されている。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 「勾留の理由」については、有罪判決を受けた者と公判前勾留中の者（例えば公判前勾留の下で刑事告訴されている者）とを区別すべきである。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 刑事制度における法律扶助に関しては、「[刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国際連合の原則とガイドライン](https://www.unodc.org/documents/justice-and-prison-reform/UN_principles_and_guidlines_on_access_to_legal_aid.pdf)」を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-7)
8. これには、CRPD に反して自由の剥奪が継続している障害特有の場所と、その他の勾留場所（例：刑務所）の両方が含まれる。 [↑](#endnote-ref-8)
9. この指標は、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関する意思決定プロセスに、CRPD第4条3およびCRPD委員会の[一般的意見第7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に従って、障害のある人を関与させるために公的機関が行った具体的な活動（協議の会合、技術的説明会、オンラインの意見調査、法案や政策案に対する意見募集、その他の参加の方法と仕組みを含む）を検証することを求めている。この観点から、国は以下のことを行わなければならない。

   - 協議プロセスを透明でアクセスしやすいものにする。

   - 適切でアクセス可能な情報を提供する。

   - 障害のある人の団体が自由に意見を表明することに関して、情報を保留したり、条件をつけたり、妨げたりしてはならない。

   - 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

   - 早期かつ継続的な参加を確保する。

   - 参加者の関連費用を負担する。 [↑](#endnote-ref-9)
10. 「勾留の法的根拠」については、上記の注ⅲを参照のこと。そこでは機能障害を理由とした自由の剥奪の背後にあるいろいろな根拠と、CRPD第14条に反して、いまだにそれを正当化する規定を含む法律が一般的であることが示されている。 [↑](#endnote-ref-10)
11. 「勾留の根拠」については、公判前の勾留中の者と有罪判決を受けた者とを区別すべきである。 [↑](#endnote-ref-11)
12. この指標は、有罪判決を受けた人々の中に障害のある人が過剰に存在しているかどうかを評価することに寄与する。このような場合には、障害のある人に対する直接的または間接的な差別の原因を特定するために、更なる調査・研究が実施されるべきである（例：法律扶助へのアクセスの欠如、コミュニケーションへのアクセスの欠如、公判中の手続き上の配慮の欠如などによるもの）。 [↑](#endnote-ref-12)
13. 「勾留の理由」については、有罪判決を受けた者と公判前勾留中の者（例えば公判前勾留の下で刑事告訴されている者）とを区別すべきである。 [↑](#endnote-ref-13)